



福岡医発第 2367 号（総）
令和 6 年 12 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律
の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の公布について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長を通じ、厚生労働省医薬局長より別添のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

今般、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）第 2 条及び第 4 条の施行に伴い、厚生労働省関係省令について所要の規定整備が行われることとなり、改正法の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 148 号）が、別添のとおり公布されております。

内容につきましては、大麻の栽培の規制に関する法律施行規則（令和 6 年厚生労働省令第 140 号。）、麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号）、その他の省令が一部改正となっております。

貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

麻薬・向精神薬担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

公印省略

6 薬 第 2 3 1 0 号

令和6年11月12日

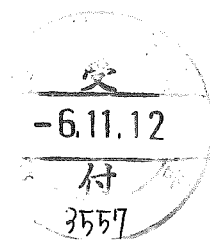
公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(薬務課麻薬係)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律
の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の公布について（通知）

このことについて、厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。



医 薬 発 1031 第 1 号
令 和 6 年 10 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の公布について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 148 号）については、本日は別添のとおり公布されたところです。

この省令の主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）第 2 条及び第 4 条の施行に伴い、厚生労働省関係省令について所要の規定の整備を行うこととする。

第 2 改正の内容

- 1 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和 6 年厚生労働省令第 140 号。以下「大麻法施行規則」という。）の一部改正
改正法第 2 条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号。以下「第 2 条改正後大麻草栽培規制法」という。）の施行に伴い、省令委任されている事項等について以下のとおり定め、又は改正すること。
 - (1) 大麻草から製造される製品（大麻法施行規則第 1 条関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定めるものは、飲食物品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料及び燃料（麻薬に該当しないもの又は指定薬物を含有しないものに限る。）とすること。

- (2) 第一種大麻草採取栽培者名簿、第二種大麻草採取栽培者名簿及び大麻草研究栽培者名簿に登録すべき事項（大麻法施行規則第3条並びに第9条第2項及び第4項関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第6条第2項（第2条改正後大麻草栽培規制法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第一種大麻草採取栽培者名簿、第二種大麻草採取栽培者名簿及び大麻草研究栽培者免許名簿に登録すべき事項は、栽培地の数、位置及び面積、栽培目的（大麻草研究栽培者にあつては、研究目的）等とすること。

- (3) 第一種大麻草採取栽培者の年次報告の報告事項（大麻法施行規則第4条第2項関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第9条第6号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該年中に譲り渡し、又は廃棄した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量とすること。

- (4) 第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の帳簿の記載事項（大麻法施行規則第5条並びに第9条第2項及び第4項関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第10条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める事項は、第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第1項の許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日等（第2条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において第2条改正後大麻草栽培規制法第10条第1項第5号を準用する場合にあつては第2条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第1項の許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日等、第2条改正後大麻草栽培規制法第17条第2項において第2条改正後大麻草栽培規制法第10条第1項第5号を準用する場合にあつては研究のため使用した大麻の品名及び数量並びにその年月日）とすること。

- (5) 第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の事故届の届出事項（大麻法施行規則第7条並びに第9条第2項及び第4項関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の2第1項（第2条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときの都道府県知事への届出事項は、栽培地並びに業務上大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬を取り

扱う事務所の位置（第2条改正後大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する場合にあつては、麻薬を取り扱う事務所の位置を除く。）等とすること。

- (6) 第一種大麻草採取栽培者が大麻草の栽培に使用しなければならない物（大麻法施行規則第7条の2関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める物は、枝葉その他の大麻草の部位とすること。

- (7) 大麻草の加工の許可申請（大麻法施行規則第7条の3第1項から第4項まで及び第9条第2項関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第1項本文（第2条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。以下(7)において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める大麻草の加工に含まれる行為は、大麻草の圧縮及び大麻草の冷凍とすること。

また、第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第1項本文に規定する厚生労働省令で定める大麻草の加工に当たって許可を受けなければならない事項は、大麻草の加工の方法及び加工の過程、大麻草を加工する施設の所在地等とするとともに、当該許可の申請は、大麻法施行規則別記第3号様式による申請書に大麻草を加工する施設の位置及び構造を示す図面及び写真を添えて行うものとする。

さらに、第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第1項ただし書に規定する厚生労働省令で定める大麻草の加工であつて当該許可を要しないときは、大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品を製造するときとすること。

- (8) 大麻草の加工の事後報告の報告事項（大麻法施行規則第7条の3第5項及び第9条第2項関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、加工をした品目の納入先及び大麻草の加工の過程において製造された麻薬であつて、廃棄されたものの数量（第2条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第3項を準用する場合にあつては、加工をした品目の納入先）とすること。

- (9) 第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の免許の取消届（大麻法施行規則第8条第1項及び第2項並びに第9条第2項及び第4項関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の7第1項（第2条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下(9)において同じ。）の規定による第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の免許の取消届は、大麻法施行規則別記第4号

様式により行うこととすること。また、第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の7第1項の厚生労働省令で定める事項は、免許の取消しを受けようとする理由及びその年月日等とすること。

- (10) 第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の相続人等の届出等（大麻法施行規則第8条第3項から第5項まで並びに第9条第2項及び第4項関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の7第3項（第2条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下(10)において同じ。）の規定による第一種大麻草採取栽培者等の相続人等の届出は、大麻法施行規則別記第5号様式により行うこととすること。また、第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の7第3項の厚生労働省で定める事項は、栽培地の所在地及び面積等とすること。

- (11) 第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者免許の申請（大麻法施行規則第9条第1項及び第3項関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第13条第1項の規定による第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者免許の申請は、大麻法施行規則別記第1号様式による申請書に、栽培地の区域を示す図面、計画書（第二種大麻草採取栽培者にあつては事業計画書、大麻草研究栽培者にあつては研究計画書）等の書類を添えて行わなければならないこととすること。

- (12) 第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の報告（大麻法施行規則第10条関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第15条第1項の規定による第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の年次報告は、大麻法施行規則別記第6号様式により行うこととすること。また、同項の厚生労働省令で定める事項は、当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量（大麻草研究栽培者にあつては、麻薬の品名及び数量を除く。）等とすること。

- (13) 発芽不能未処理種子の処理方法（大麻法施行規則第10条の2関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第18条の厚生労働省令で定める方法は、熱処理及び燻蒸とすること。

- (14) 発芽不能未処理種子を譲り渡すことができる場合（大麻法施行規則第10条の3関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第18条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、同条に規定する方法による処理を行う者に大麻草の種子を譲り渡す場合等とすること。

- (15) 発芽不能未処理種子の輸入等（大麻法施行規則第10条の4関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第19条第1項の規定による発芽不能未処理種子の輸入の許可の申請は、大麻法施行規則別記第7号様式（大麻草栽培者以外の者にあつては、大麻法施行規則別記第8号様式）による申請書により行うものとする。

また、第2条改正後大麻草栽培規制法第19条第2項の規定により発芽不能未処理種子の処理をした者は、その旨を地方厚生局長に報告しなければならないこととする。

- (16) 第2条改正後大麻草栽培規制法第18条に規定する方法による処理をした大麻草の種子の輸入（大麻法施行規則第10条の5関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第20条第1項の規定による第2条改正後大麻草栽培規制法第18条に規定する方法によって処理をした大麻草の種子である旨の証明書の交付の申請は、大麻法施行規則別記第9号様式による申請書に当該処理をした大麻草の種子であることを証する書類を添付して行うものとする。

- (17) 犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関の帳簿の記載事項（大麻法施行規則第10条の6関係）

第2条改正後大麻草栽培規制法第21条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める事項は、交付を受けた大麻草の種子の品名及び数量並びにその年月日等とすること。

- (18) その他所要の改正を行うこと。

- 2 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）の一部改正
改正法第4条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第24条第10項及び第12条第2号の規定に基づく第二種大麻草採取栽培者の麻薬の譲渡の許可の権限は、地方厚生局長に委任しないこととすること（第9条及び第55条関係）。

- 3 その他の省令の一部改正

改正法第2条及び第4条の施行に伴い、以下の省令について所要の規定の整備を行うこと。

- (1) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二條の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成12年厚生省令第129号）

題名を改正するとともに、第一種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者に係る厚生労働大臣の権限等を地方厚生局長に委任することとすること。

- (2) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）

第 2 条改正後大麻草栽培規制法第 17 条第 2 項において準用する第 2 条改正後大麻草栽培規制法第 10 条に基づき作成される帳簿について、書面の保存等に代えて電磁的記録の保存等を行うことができることとする。

- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成 19 年厚生労働省令第 14 号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 76 条の 4 に規定する指定薬物（大麻から抽出される可能性がある 6 a ・ 7 ・ 8 ・ 10 a —テトラヒドロ— 6 ・ 6 ・ 9—トリメチル— 6 H—ジベンゾ [b ・ d] ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が 3 から 8 までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類（麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。）並びに 6 a ・ 7 ・ 10 ・ 10 a —テトラヒドロ— 6 ・ 6 ・ 9—トリメチル— 6 H—ジベンゾ [b ・ d] ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が 3 から 8 までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類（麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。）に限る。）の人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるものとして、第 2 条改正後大麻草栽培規制法第 12 条の 4 第 1 項（第 2 条改正後大麻草栽培規制法第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。）の許可を受けた大麻草の加工の用途を追加することとする。

- (4) 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 175 号）

所要の規定の整理を行うこと。

4 施行期日等

この省令は、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 3 月 1 日）から施行すること。

○厚生労働省令第百四十八号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(大麻草から製造される製品) 第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律(以下「法」という。) 第二条 第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(麻薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一項第一号に規定する麻薬をいう。)に該当しないもの又は指定薬物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第二条第十五項に規定する指定薬物をいう。)を含有しないものに限る。) 一 飲食料品 二 化粧品 三 建築用資材その他の資材 四 嗜好品 五 飼料 六 肥料 七 燃料 (第一種大麻草採取栽培者の免許の申請) 第一条の二 法第五条第一項の規定により第一種大麻草採取栽培者の免許(以下この条、第三条、第四条、第七条、第七条の三及び第八条(第五項を除く。))において単に「免許」という。)を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。 一十三 (略)	(新設) (大麻草採取栽培者の免許の申請) 第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律(以下「法」という。) 第五条 第一項の規定により大麻草採取栽培者の免許(以下この条、第三条、第四条、第七条及び第八条(第五項を除く。))において単に「免許」という。)を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。 一十三 (略)

(法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者)

第二条 法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(第一種大麻草採取栽培者名簿の記載事項)

第三条 法第六条第一項に規定する第一種大麻草採取栽培者名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 (略)

八 法第十二条の六第二項の規定による登録の抹消の事由及び年月日

(第一種大麻草採取栽培者の報告)

第四条 法第九条の報告をしようとする第一種大麻草採取栽培者(免許の有効期間が満了した者を含む。)は、別記第二号様式による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第九条第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該年中に譲り渡し、又は廃棄した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量とする。

(帳簿の記載事項)

第五条 法第十条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 採取した大麻草の繊維の数量

二 法第十二条の四第一項の許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日

三 前号の加工の過程において製造された麻薬(法第十条第一項第三号に規定する麻薬をいう。以下同じ。)の品名及び数量並びにその年月日

四 第二号の加工の過程において廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

(法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者)

第二条 法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(大麻草採取栽培者名簿の記載事項)

第三条 法第六条第一項に規定する大麻草採取栽培者名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 (略)

八 法第十二条の三第二項の規定による登録の抹消の事由及び年月日

(大麻草採取栽培者の報告)

第四条 法第九条の報告をしようとする大麻草採取栽培者(免許の有効期間が満了した者を含む。)は、別記第二号様式による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(帳簿の記載事項)

第五条 法第十条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、採取した大麻草の繊維の数量とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

びにその年月日

(事故が生じたときの届出事項)

第七条 法第十二条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 栽培地並びに業務上大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬を取り扱う事務所の位置

四 (略)

(第一種大麻草採取栽培者が大麻草の栽培に使用しなければならない物)

第七条の二 法第十二条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める物は、枝葉その他の大麻草の部位とする。

(第一種大麻草採取栽培者による大麻草の加工)

第七条の三 法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 大麻草の圧縮

二 大麻草の冷凍

2 法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可を受けようとする者の氏名及び住所(法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類

三 大麻草の加工の方法及び加工の過程

四 大麻草を加工する施設の所在地

五 大麻草の加工の過程において製造された麻薬の廃棄の手順

3 法第十二条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品を製

(事故が生じたときの届出事項)

第七条 法第十二条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 栽培地及び業務上大麻を取り扱う事務所の位置

四 (略)

(新設)

(新設)

造するときとする。

4 法第十二条の四第二項の規定により許可を受けようとする者は、別記第三号様式による申請書に大麻草を加工する施設の位置及び構造を示す図面及び写真を添えて、栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）に提出しなければならない。

5 法第十二条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 加工をした品目の納入先
- 二 大麻草の加工の過程において製造された麻薬であつて、廃棄されたものの数量

（免許の取消し等の届出）

第八条 法第十二条の七第一項の規定による届出をしようとする者は、別記第四号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第十二条の七第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 （略）

3 法第十二条の七第三項の規定による届出をしようとする者は、別記第五号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

4 法第十二条の七第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 （略）

5 法第十二条の七第三項に規定する者が当該大麻草を栽培し、又は当該大麻を所持しようとするときは、法第五条第一項又は法第十三条第一項の規定により第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けなければならない。

（免許の取消し等の届出）

第八条 法第十二条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、別記第三号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第十二条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 （略）

3 法第十二条の四第三項の規定による届出をしようとする者は、別記第四号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

4 法第十二条の四第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 （略）

5 法第十二条の四第三項に規定する者が当該大麻草を栽培し、又は当該大麻を所持しようとするときは、法第五条第一項又は法第十三条第一項の規定により大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けなければならない。

(第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許の申請)
第九条 法第十三条第一項の規定により第二種大麻草採取栽培者の

免許(以下この項において単に「免許」という。)を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他厚生労働大臣がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

二 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他厚生労働大臣がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

四 免許を受けようとする者(法人又は団体であるときは、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書

五 免許を受けようとする者(法人又は団体であるときは、その業務を行う役員)が法第五条第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

六 栽培地の登記事項証明書

七 栽培地の区域を示す図面

八 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類

九 免許を受けようとする者が現に法第二条第三項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し

(大麻草研究栽培者の免許の申請)
第九条 (新設)

十 事業計画書

十一 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

十二 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類

十三 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類

第二條、第三條、第五條から第七條まで、第七條の三及び前條の規定は、第二種大麻草採取栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二條（見出しを含む）	法第五條第二項第五号	法第十三條第二項において準用する法第五條第二項第五号
第三條（見出しを含む）	第一種大麻草採取栽培者名簿	第二種大麻草採取栽培者名簿
第三條第六号	免許	法第十三條第二項において準用する法第六條第一項
第三條第八号	法第十二條の六第二項	第二種大麻草採取栽培者の免許（第九條第二項において準用する第八條第五項を除き、以下単に「免許」という。）
第五條	法第十二條の六第二項	法第十七條第一項において準用する法第十二條の六第二項
第五條	法第十條第一項第五号	法第十七條第一項において準用する法第十條第一項第五号
第五條第二号	次に掲げる事項	次の各号（第一号を除く。）に掲げる事項
第五條第二号	法第十二條の四第一項	法第十七條第一項において準用する法第十二條の四第一項

（新設）

第六条	法第十二条第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条第一項
第七条	法第十二条の二第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項
第七条の三	法第十二条の四第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項
第一項	法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める行為	法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める行為
第七条の三	法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項	法第十二条の四第一項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号（第五号を除く。）に掲げる事項
第三項	法第十二条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき	法第十二条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき
第七条の三	法第十二条の四第二項	法第十二条の四第二項
第四項	地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）	地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）を經由して、厚生労働大臣
第七条の三	法第十二条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項	法第十二条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、加工をした品目の納入先
第五項	法第十二条の七第一項	法第十二条の七第一項
第八条	都道府県知事	地方厚生局長を經由して、厚生

第六條		(略)	法第十七條第二項において準
第五條	第十條第一項第五号	次に掲げる事項	(略)
		法第十條第一項第五号	法第十七條第二項において準用する法第十條第一項第五号
第三條第八号	法第十二條の六第二項	法第十二條の六第二項	法第十二條の六第二項
第三條第六号	(略)	(略)	大麻草研究栽培者の免許(第九條第四項において準用する第八條第五項を除き、以下単に「免許」という。)
第三條(見出しを含む。)	第一種大麻草採取栽培者名簿	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第三條(見出しを含む。)	第一種大麻草採取栽培者名簿	(略)	(略)
第三條第六号	(略)	(略)	大麻草研究栽培者の免許(第九條第四項において準用する第八條第五項を除き、以下単に「免許」という。)
第三條第八号	法第十二條の六第二項	法第十二條の六第二項	法第十二條の六第二項
第五條	法第十條第一項第五号	法第十條第一項第五号	法第十七條第二項において準用する法第十條第一項第五号
第六條	(略)	(略)	法第十七條第二項において準

一
九
(略)

法第十三条第一項の規定により大麻草研究栽培者の免許（以下の項において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）に提出しなければならない。 一〇九 （略）			2） 第二条、第三条及び第五条から前条までの規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第三条（見出しを含む。）	（略）	（略）	第三条（見出しを含む。）	（略）	（略）
第三条第六号	（略）	（略）	第三条第六号	（略）	（略）
第三条第八号	法第十二条の三第二項	法第十二条の三第二項	第三条第八号	法第十二条の三第二項	法第十二条の三第二項
第五条	法第十条第一項第四号	法第十条第一項第四号	第五条	法第十条第一項第四号	法第十条第一項第四号
第六条	採取した大麻草の繊維の数量	（略）	第六条	採取した大麻草の繊維の数量	（略）
		法第十七条第一項において準			法第十七条第一項において準

一
九
(略)

第七條	(略)	用する法第十二條第一項
第七條第一號	(略)	法第十七條第二項において準用する法第十二條の二第一項
第七條第三號	、発芽不能未処理種子及び麻薬	及び発芽不能未処理種子
第八條	法第十二條の七第一項 都道府県知事	法第十七條第二項において準用する法第十二條の七第一項 栽培地を管轄する地方厚生局長
(削る)	(略)	(略)
(削る)	法第十二條の七第三項	法第十七條第二項において準用する法第十二條の七第三項
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

(第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の報告)

第十條 法第十五條第一項の報告をしようとする第二種大麻草採取栽培者は、別記第六号様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第十五條第一項の報告をしようとする大麻草研究栽培者は、別記第六号様式による報告書を地方厚生局長に提出しなければならない。

3 第一項の規定による報告書の厚生労働大臣への提出は、地方厚

第七條	(略)	用する法第十二條第一項
第七條第一號	(略)	法第十七條第一項において準用する法第十二條の二第一項
(新設)	(新設)	(新設)
第八條	法第十二條の四第一項 (新設)	法第十七條第一項において準用する法第十二條の四第一項 (新設)
(略)	(略)	(略)
第八條第一項	別記第三号様式による届出書を都道府県知事	別記第三号様式による届出書を栽培地を管轄する地方厚生局長(以下「地方厚生局長」という。)
(略)	(略)	(略)
第八條第三項	別記第四号様式による届出書を都道府県知事	別記第四号様式による届出書を地方厚生局長

(大麻草研究栽培者の報告)

第十條 (新設)

法第十五條第一項の報告をしようとする大麻草研究栽培者は、別記第五号様式による報告書を地方厚生局長に提出しなければならない。

(新設)

生局長を経由して行うものとする。 4 法第十五条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	2 法第十五条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の品名及び数量とする。
一 当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量（大麻草研究栽培者にあつては、麻薬の品名及び数量を除く。） 二 第二種大麻草採取栽培者にあつては、当該有効期間の初日及び末日に所持した麻薬の品名及び数量並びに当該有効期間中に法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項に規定する加工の過程において製造された麻薬の品名及び数量	（新設）
（発芽不能未処理種子の処理方法） 第十条の二 法第十八条の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 熱処理 二 燻蒸	（新設）
（発芽不能未処理種子を譲り渡すことができる場合） 第十条の三 法第十八条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 法第十八条に規定する方法による処理を行う者に大麻草の種子を譲り渡す場合 二 大麻草の研究その他の目的で、厚生労働大臣又は都道府県知事に大麻草の種子を譲り渡す場合	（新設）
（発芽不能未処理種子の輸入等） 第十条の四 法第十九条第一項の規定により発芽不能未処理種子の輸入の許可を得ようとする大麻草栽培者は、別記第七号様式による申請書及び免許証の写し（大麻草栽培者以外の者にあつては、別記第八号様式による申請書）を、地方厚生局長に提出しなければ	（新設）

ばならない。

2 法第十九条第二項の規定により発芽不能未処理種子の処理をした者は、その旨を地方厚生局長に報告しなければならない。

(法第十八条に規定する方法による処理をした大麻草の種子の輸入)

第十条の五 法第二十条の規定により法第十八条に規定する方法による処理をした大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けようとする者は、別記第九号様式による申請書に当該処理をした大麻草の種子であることを証する書類を添えて、地方厚生局長に提出しなければならない。

(犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関の帳簿の記載事項)

第十条の六 法第二十一条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 交付を受けた大麻草の種子の品名及び数量並びにその年月日
- 二 交付を受けた大麻草の種子につき、滅失その他の事故を生じたときは、当該事故に係る大麻草の種子の品名及び数量、その年月日その他の事故の状況を明らかにするため必要な事項

(収去証の交付)

第十一条 法第二十二條の三第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻、大麻草の種子又は麻薬を収去しようとするときは、別記第十号様式による収去証を交付しなければならない。

(証票)

第十二条 法第二十二條の三第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第十一号様式によるものとする。

(新設)

(新設)

(収去証の交付)

第十一条 法第二十一条第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻を収去しようとするときは、別記第六号様式による収去証を交付しなければならない。

(証票)

第十二条 法第二十一条第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第七号様式によるものとする。

別記第一号様式から別記第七号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式(法第 5 条、第13条第 1 項関係)

収 入
印 紙
〔大臣免許に
限る。〕

〔 第一種大麻草採取
第二種大麻草採取
大麻草研究 〕 栽培者免許申請書

栽 培 地	数	
	位 置	
	面 積	
目 的		
計 画 概 要		
業 務 管 理 体 制		
備 考		
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 年 月 日 住 所 〔 法人又は団体にあっ ては、主たる事務所の 所在地を含む。 〕 氏 名 〔 法人又は団体にあっ ては、その名称及び役 員の氏名を含む。 〕 生 年 月 日 〔 法人又は団体を除く。 〕 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 収入印紙は、大臣免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 3 栽培地が複数ある場合には、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載すること。

別記第2号様式(法第9条関係)

第一種大麻草採取栽培者の年間報告書

免 許 証 番 号	第 号		免 許 年 月 日	年 月 日	
大 麻 草 の 作 付 面 積			当該年中に採取した 大麻草の繊維の数量		
大 麻 及 び 発 芽 不 能 未 処 理 種 子 の 品 名	当 該 年 の 初 め に 所 持 し た 数 量	当 該 年 中 に 採 取 し、 又 は 譲 り 受 け た 数 量	当 該 年 中 に 譲 り 渡 し、 又 は 廃 棄 し た 数 量	当 該 年 の 末 日 に 所 持 し た 数 量	備 考
上記のとおり、報告します。 年 月 日 住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。) 氏名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。) 生年月日 (法人又は団体を除く。) 都道府県知事 殿					

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 栽培地が複数ある場合には、原則として栽培地ごとに作成すること。

別記第3号様式(法第12条の4、第17条第1項関係)

大麻草加工許可申請書

免許証の番号	第 号	免許 年月日	年 月 日
免許の種類			
品 目			
加工のために 使用する 大麻草	品 名	数 量	
加工方法及び 加工過程			
加工施設の 所在地			
加工において製造された麻薬の廃棄手順 (第一種大麻草採取栽培者に限る。)			
上記のとおり、大麻草を加工したいので申請します。 年 月 日 住所 法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。 氏 名 法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。 厚生労働大臣（地方厚生（支）局長） 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第4号様式(法第12条の7第1項、第17条第1項、第2項関係)

(第一種大麻草採取
 第二種大麻草採取
 大麻草研究)

栽培者免許取消届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許証の種類			
免許証返納の理由及びその年月日			
現在の大麻草の作付面積			
現に所有する大麻の品名及び数量	品 名	数	量
現に所有する発芽不能未処理種子の品名及び数量	品 名	数	量
現に所有する麻薬の品名及び数量 (大麻草研究栽培者は除く。)	品 名	数	量
現に所有する大麻草の繊維の数量 (第一種大麻草採取栽培者に限る。)			
備 考			

上記のとおり、免許の取消しを受けたいので、免許証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。)
)

氏 名

(法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。)
)

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第5号様式(法第12条の7第3項、第17条第1項、第2項関係)

〔第一種大麻草採取
第二種大麻草採取
大麻草研究〕 栽培者死亡等届

免許証の番号		第 号	免許 年 月 日	年 月 日
免許証の種類			氏 名	
届出の理由				
栽培地	所在地			
	名称			
現在の大麻草の 作 付 面 積				
現に管理する 大麻の品名及び数量		品 名	数 量	
現に管理する発芽 不能未処理種子の 品名及び数量		品 名	数 量	
現に管理する麻薬の 品名及び数量 (大麻草研究 栽培者は除く。)		品 名	数 量	
現に管理する大麻草の 繊維の数量 (第一種大麻草採取 栽培者に限る。)				
備 考				

上記のとおり、免許証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所 〔法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。〕

届出義務者続柄

氏 名 〔法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。〕

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第 6 号様式(法第15条第 1 項関係)

〔 第二種大麻草採取 〕
〔 大麻草研究 〕

栽培者の年間報告書

免 許 証 番 号		第 号		免 許 年 月 日		年 月 日			
大 麻 草 の 作 付 面 積									
	品 名	当該有効期間の初日に所持した数量	当該有効期間中に採取した数量	当該有効期間中に譲り受けた数量	当該有効期間中に譲り渡した数量	当該有効期間中に廃棄した数量	当該有効期間の末日に所持した数量	大麻草の加工の過程で得られた数量 (第二種大麻草採取栽培者に限る。)	備 考
大 麻									
発 芽 不 能 未 処 理 種 子									
麻 薬 (大麻草研究栽培者は除く。)									
上記のとおり、報告します。 年 月 日 住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。) 氏名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。) 生年月日 (法人又は団体を除く。) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿									

(注意)
用紙の大きさは、A 4 とすること。

別記第 7 号様式(法第19条第 1 項関係)

大麻草発芽不能未処理種子 輸入許可申請書

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 の 種 類			
輸 入 し ょ う と す る 種 子	品 名	数 量	
原 産 地			
輸 入 目 的			
荷 主 (輸 出 者) の 氏 名 及 び 住 所 地			
運 送 取 扱 業 者 の 氏 名 及 び 住 所 地			
輸 入 方 法			
輸 入 予 定 年 月 日 (入 港 予 定 年 月 日)			
入 港 場 所			
納 入 先			
上記のとおり、大麻草発芽不能未処理種子を輸入したいので申請します。 年 月 日 住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。) 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。) 地方厚生 (支) 局長 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A 4 とすること。

別記第七号様式の次に次の四様式を加える。

別記第 8 号様式(法第19条第 1 項関係)

大麻草発芽不能未処理種子 輸入許可申請書

輸 入 し よ う と す る 種 子	品 名	数 量
原 産 地		
輸 入 目 的		
荷 主 (輸 出 者) の 氏 名 及 び 住 所 地		
運 送 取 扱 業 者 の 氏 名 及 び 住 所 地		
輸 入 方 法		
輸 入 予 定 年 月 日 (入 港 予 定 年 月 日)		
処 理 場		
処 理 の 方 法		
処 理 予 定 日		
納 入 先		
上記のとおり、大麻草発芽不能未処理種子を輸入したいので申請します。 年 月 日 住 所 氏 名 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。) (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。) 地方厚生 (支) 局長 殿		

(注意)

用紙の大きさは、A 4 とすること。

証明願

	品	名	数	量
輸入しようとする種子				
原 産 地				
輸 入 目 的				
荷主（輸出者）の 氏名及び住所地				
運送取扱業者の 氏名及び住所地				
輸 入 方 法				
輸入（入港）予定年月日				
輸 入 （ 入 港 ） 場 所				
処 理 場				
処 理 の 方 法				
処 理 年 月 日				
納 入 先				
今般輸入する大麻草の種子については別添のとおり熱処理又は燻蒸の処理済であることを証する書類を提出いたしますから証明願います。 年 月 日 住 所 氏 名 地方厚生（支）局長 殿 （法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。） （法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。）				

(注意)

用紙の大きさは、A 4 とすること。

番号	番号
収 去 証 控	収 去 証
免許の種類及び免許証の番号	免許の種類及び免許証の番号
氏名又は名称	氏名又は名称
住 所	住 所
収 去 場 所	⑩ 収 去 場 所
品 名 数 量	品 名 数 量
年 月 日	大麻草の栽培の規制に関する法律 （昭和二十三年法律第百二十四号）第 二十二条の三第一項の規定により上記 のように収去する。
収去者職 氏 名	年 月 日 収去者職 氏名 ⑩
備 考	

備考 用紙の大きさは、A5 とする。

表面

12cm	
第 号 官 職 氏 名 年 月 日生 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）第 22 条の 3 の規定による 当該職員の証 年 月 日発行 (1 年間有効) 厚生労働省（都道府県） ㊤	写真貼付面
8cm	

裏面

この証票を携帯する者は、大麻草の栽培の規制に関する法律第 22 条の 3 の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。 大麻草の栽培の規制に関する法律抜粋 第 22 条の 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができる。	2 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
---	---

(麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正)

第二条 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(譲渡しの許可申請) 第九条 法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号様式)を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は第二種大麻草採取栽培者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者(第二種大麻草採取栽培者を除く。)にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。 一〇七 (略) (権限の委任) 第五十五条 法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限(第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。)を自ら行うことを妨げない。 一〇十 (略) 十一 法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限(麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者及び第二種大麻草採取栽培者に係るものを除く。) 十二〇四十四 (略) 2 (略)	(譲渡しの許可申請) 第九条 法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号様式)を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。 一〇七 (略) (権限の委任) 第五十五条 法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限(第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。)を自ら行うことを妨げない。 一〇十 (略) 十一 法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限(麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。) 十二〇四十四 (略) 2 (略)

（大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二條の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の一部改正）

第三條 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二條の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十二年厚生省令第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二條の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令 1 大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二條の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 一 法第十三條第二項において準用する法第六条第三項に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。） 二 法第十三條第二項において準用する法第七条に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。） 三 法第十七條第二項において準用する法第十一条に規定する権限 四 法第十七條第二項において準用する法第十二條に規定する権限 五 法第十七條第二項において準用する法第十二條の二第一項に規定する権限 六 法第十二條の四に規定する権限 七 法第十七條第二項において準用する法第十二條の六第一項及び第二項に規定する権限 八 法第十二條の六第三項に規定する権限 九 法第十七條第二項において準用する法第十二條の七に規定する権限 十 法第十七條第二項において準用する法第十二條の八第三項に規定する権限 十一 法第十三條に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るもの	大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二條の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令 1 大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二條の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 一 法第十三條第二項において準用する法第六条第三項に規定する権限 二 法第十三條第二項において準用する法第七条に規定する権限 三 法第十七條第一項において準用する法第十一条に規定する権限 四 法第十七條第一項において準用する法第十二條に規定する権限 五 法第十七條第一項において準用する法第十二條の二第一項に規定する権限 六 法第十七條第一項において準用する法第十二條の三に規定する権限 七 法第十七條第一項において準用する法第十二條の四に規定する権限 八 法第十七條第一項において準用する法第十二條の五第二項に規定する権限 九 法第十三條に規定する権限

に 限 る。 ） 十二 法第十五条に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。） 十三 法第十七条第三項（大麻草研究栽培者に係るものに限る。）に規定する権限 十四 法第十九条に規定する権限 十五 法第二十条に規定する権限 十六 法第二十二条の三第一項に規定する権限 2 法第二十二条の五第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。	十 法第十五条に規定する権限 十一 法第十七条第二項に規定する権限 （新設） 十二 法第二十一条第一項に規定する権限 （新設） 2 法第二十二条の四第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。
--	---

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）	(略)	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）
(略)	第十條第一項（第十七條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け	(略)	第十條第一項（第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け
(略)	第十條第二項（第十七條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	(略)	第十條第二項（第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存
表二〜四（略）	(略)	表二〜四（略）	(略)

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正）

第五条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
(医療等の用途) 第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。 一 五 (略) 六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途		(医療等の用途) 第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。 一 五 (略) 六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途	
(略) ニ―(二・五―ジメトキシ―四―メチルフエニル―エタンアミン、その塩類及びこれらを含むする物	(略)	(略)	(略)
	六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する		(新設)
大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第百二十四号)第十二条の四第一項(同法第七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者(同法第二条第四項に規定する第一種大麻草採取栽培者をいう。以下同じ。)又は第二種大麻草採取栽培者(同条第五項に規定する第二種大麻草採取栽培者をいう。以下同じ。)による大麻草の加工の用途		(新設)	

麻薬を除く。 六a・七・十・十a―テ トラヒドロー六・六・九 ―トリメチル―六H―ジ ベンゾ「b・d」ピラン の一位に水酸基又はアセ トキシ基が一つ結合し、 かつ、三位に直鎖状アル キル基（炭素数が三から 八までのものに限り、） が結合する物であつて、 一位及び三位以外の位置 に置換基が結合していな いもの並びにこれらの塩 類。ただし、麻薬及び向 精神薬取締法に規定する 麻薬を除く。	大麻草の栽培の規制に関する法律 第十二条の四第一項の許可を受け た第一種大麻草採取栽培者又は第 二種大麻草採取栽培者による大麻 草の加工の用途
(略)	(新設)
(略)	(新設)

（厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第六条 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあつては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一〇四（略） 五 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）<u>第二十二</u>条の三第一項 六〇四十六（略）	次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあつては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一〇四（略） 五 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）<u>第二十一</u>条第一項 六〇四十六（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第四条に規定する大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者については、第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則、第二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則、第三条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二條の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令、第四条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令及び第六条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。